

# 令和3年度長野県歳入歳出決算等審査意見書の概要

長野県監査委員

## I 一般会計及び特別会計

### 1 審査の対象

長野県一般会計、長野県特別会計（公債費特別会計以下11会計）

### 2 審査の結果

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、正確なものと認められました。
- (2) 予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

### 3 審査の意見

#### (1) 財政健全化への取組

- ・ 厳しい財政状況が続く中、「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン2.0）」の総仕上げを図るための施策展開を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症や頻発する災害により県民の「確かな暮らし」の基盤が揺らいでいることから、限られた財源と人的資源を必要とところに重点的に投下する必要があります。
- ・ 県予算が県民の皆様からの税により賄われ、長野県の発展と県民のしあわせ実現を目的としていることを共通認識として、将来世代に過度な負担を残さない財政健全化への取組をさらに推進してください。
- ・ デジタル社会や脱炭素社会の構築など、社会情勢の急速な変革を踏まえて、引き続き持続可能な行政経営体制と財政構造を構築するための改革を推進してください。

#### (2) 収入未済の解消等

- ・ 収入未済額は、前年度に比べ、17億3,765万余円減少し、総額42億1,487万余円（前年度比70.8%）となっています。収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。
- ・ 県税の未収金は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例措置の終了により、前年度に比べ19億4,117万余円減少しています。今後の社会経済活動の状況等も考慮しつつ、引き続き徴収対策を推進してください。
- ・ 税外未収金は、特別会計を含め2億352万余円増加しています（前年度比108.4%）。「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づき、それぞれの機関で取組が行われているところですが、未収金が減少していない機関及び新たな未収金が発生した機関にあっては、取組の検証も含めて対応策を講じてください。
- ・ 弁護士法人や民間の債権回収会社への未収金回収業務の委託は、一定の効果があると認められますので、今後も導入について検討してください。
- ・ 北アルプス森林組合（旧：大北森林組合、以下「組合」という。）の補助金不適正受給問題で、県が組合に対し請求した補助金返還及び損害賠償については、組合の支払計画に基づき107万円の返還がありました。引き続き、支払計画が確実に履行されるよう、組合の経営改善に向けた指導、助言等を行うとともに債権の計画的かつ早期の回収に努めてください。

なお、損害賠償請求について、組合に対しては民事調停が令和2年10月26日に、また組合元専務に対しては、令和3年7月15日に和解が成立しています。今後も本庁林務部と現地機関が連携し、確実な回収に努めてください。

### (3) 県有財産の適正管理

- ・ 「ファシリティマネジメント\*基本計画」の下、令和3年3月に改定・策定した「施設の有効活用・転用集約化計画」及び「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有財産の総量縮小、有効活用、長寿命化、省エネ化などによる維持管理の適正化、の4つを柱として取り組んでいます。
- ・ 県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続きファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

※ 財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法のこと

### (4) 県債の発行及び残高の管理

- ・ 県債残高は、一般会計では1兆8,869億余円となり、前年度に比べ587億余円増加しています。減債基金に積み立てた満期一括償還分の県債及び臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は9,878億円で、前年度に比べ58億円増加しています。特別会計は209億余円で、前年度に比べ14億余円減少しています。
- ・ 県の中期財政試算では、令和4年度の県債残高全体は減少する見通しとされていますが、引き続き、将来の財政負担を考慮して自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

### (5) 債務負担行為等の適正な設定及び管理

- ・ 債務負担行為が設定されている事業の後年度支出予定額は、一般会計で679億余円と、前年度に比べ129億余円増加しています。
- ・ 頻発する自然災害への対応等、諸情勢の変化を考慮しつつ、引き続き、必要性、妥当性や設定内容が適切かどうかなどを十分精査してください。
- ・ 設定期間が長期にわたるものや県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも引き続き留意してください。

### (6) 職員のコンプライアンスの推進と内部統制制度の着実な運用

- ・ 県は「行政経営方針」の中で、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革によりコンプライアンスを推進するとし、「コンプライアンス推進月間」において、過去の不適切事案を題材として問題点を議論する等の取組を全所属で実施するなど、業務に関するリスクマネジメントの強化を図りました。
- ・ 令和2年4月施行の内部統制制度については、研修を実施して評価手法について理解を深めるとともに、内部統制の体制整備を進め、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見書を付して議会へ提出されました。
- ・ 今後も様々な機会を捉え、全職員のコンプライアンスに対する意識をさらに高めて、適正な業務執行を行うことにより、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。
- ・ ICTを活用し、定型的な事務の自動化を進めることは、事務の効率化だけでなく、内部統制制度の効果的な運用の観点からも有用ですので、こうしたことも念頭に、積極的な活用を図ってください。

## II 美術品取得基金

### 審査の結果及び意見

【審査の結果】計数は正確であり事務処理は適正に執行されているものと認められました。

【審査の意見】今後も設置目的に沿って、優れた美術品の円滑かつ効率的な取得に努めてください。